

令和5年2月27日  
資料提供

## 公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の改定について

公共工事及び委託業務の予定価格の積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について、令和4年10月に実施した公共事業労務費調査の結果に基づき改定します。

### ①改定単価の早期適用

通常4月1日に改定している労務単価及び技術者単価について、できる限り早期に市場の実勢を予定価格に反映させるため、3月1日に前倒して改定します。

|              |   |                   |
|--------------|---|-------------------|
| 公共工事設計労務単価   | → | 平均6.5%上昇 (和歌山県単価) |
| 設計業務委託等技術者単価 | → | 平均5.4%上昇 (全国共通単価) |

### ②公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置

令和5年3月1日以降に契約を行う工事及び委託業務（測量、調査及び設計等）のうち、旧単価を用いて予定価格を積算しているものについて、新単価に基づき変更契約できることとします。

### ③賃金等の変動に対し、インフレスライド条項を適用

単価上昇に対処するため、契約工期にかかわらず、残工期が2ヶ月以上あるものについて、残工事の請負代金に対し、旧単価に基づく契約を新単価に基づき変更契約できることとします。

（ただし、残工事の請負代金の1%に相当する金額を超える額とする。）

お問い合わせ先  
和歌山県 技術調査課  
技術基準班 藪内・谷上  
TEL 073-441-3083